平成２２年（フ）第２８１０号
大阪市平野区長吉長原東３丁目５番６号　林　方
債務者　堀　かすみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００４号
大阪市東住吉区湯里６丁目７番１号
債務者　中西　保子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１６７号
大阪市生野区生野東３丁目10番９号
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４２号
大阪市旭区清水２丁目19番９号清水ハイツ306号室
債務者　本田　元氣
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４５号
大阪市平野区平野北１丁目６番５号メゾンド平野北201号
債務者　内田なつみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３８号
大阪市淀川区東三国４丁目11番16号
債務者　川畑大二郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２７号
大阪府高槻市登町19番Ｂ20―104号
債務者　熊沢　和年
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２８号
大阪府高槻市登町19番Ｂ20―104号
債務者　熊沢　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市玉島柏島3835番地９
債務者　橋本　園子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
岡山県笠岡市大河940番地
債務者　前川　祥子（旧姓末廣）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
北海道滝川市緑町７丁目１番14号
債務者　花本　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
北海道北見市南仲町２丁目６番10―21号
債務者　石舘　春江（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
盛岡市東松園１丁目30番14―304号
債務者　髙橋　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３３号
盛岡市津志田27地割36番地15
債務者　生内　順子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３１号
埼玉県新座市畑中１丁目11番３―1108号、破産申立時の住所埼玉県新座市畑中１丁目11番３―1015号
債務者　宮田　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
さいたま市南区内谷７丁目６番１号
債務者　矢崎　都子（旧姓射残）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
埼玉県川口市芝西１丁目26番13号　セントラルマンション101号
債務者　木村　繁夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
さいたま市北区吉野町１丁目354番地５　パステル堀之内605、旧住所埼玉県鴻巣市三ツ木177番地８
債務者　三瓶　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係